

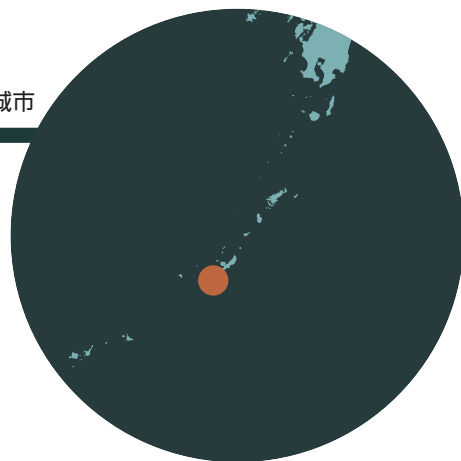
# 漫湖

まんこ

沖縄県那覇市、豊見城市



とよみ大橋から見た漫湖南岸



[登録番号]996

[登録年月日]1999年5月15日

[面積]58ha

[湿地のタイプ]F: 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域、G: 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度]国指定鳥獣保護区特別保護地区  
[国際登録基準]2

## 湿地の概要

漫湖は、沖縄島の南部に位置する那覇市と豊見城市にまたがる都会の中の湿地である。漫湖という名称には「湖」が入るが、「国場川水系」に属する国場川と饒波川が流れ込む合流地点に形成された河口干潟である。かつての漫湖は那覇港の奥に広がる入江であったが、戦後の埋め立てによって河川河口域の地形に変化した。さらに、河川上流部の開発によって流入した土砂が堆積し干潟が形成された。海から3km上流の内陸にあるが、海と同じように潮の干満差の影響を強く受け、満潮時には干潟の大部分が水の中に沈み、

干潮時には約50ヘクタールの泥質干潟が出現する。漫湖の南岸にはマングローブ林が分布しており、その中に小規模のヨシ原が点在する。干潟は、カニや貝、ゴカイといった底生生物が豊富なほか、汽水域特有の稚魚やハゼ類などの魚類も多く生息し、水鳥にとって貴重な餌資源となっている。地理的にも渡り鳥のルート上に位置する漫湖は、日本列島を縦断するシギ・チドリ類の重要な中継地または越冬地となっている。



## 湿地にかかわる動植物

漫湖には、植栽されたメヒルギを主とするマングローブ林が分布し、ヤエヤマヒルギ・オヒルギを加えた3種のマングローブ植物が生育する。その周囲にはオオハマボウに代表される亜熱帯常緑広葉樹と小規模なヨシ原が分布する。マングローブ林縁部で生息するベニシオマネキやヤエヤマシオマネキといったシオマネキ類のほか、軟泥質の泥干潟を好むヒメヤマトオサガニをはじめ、ゴカイ類や、日本では希少なモモイロサギガイなどの貝類を含めた底生生物はこれまでに約50種類以上が確認されている。ミナミト

ビハゼなどの魚類は約100種類が確認され、2022年に日本国内では初記載種となったメジリハゼも見つかっている。

鳥類は、これまでにムナグロ、ハマシギ、ダイシャクシギなどのシギ・チドリ類をはじめとする約200種類の鳥類が確認されており、世界的に希少なクロツラヘラサギ、ズグロカモメに加えて、環境省のレッドデータリストに掲載されているアカアシシギやコアジサシ、ミサゴやサシバなどの渡り鳥が飛来する。



マングローブ



クロツラヘラサギ

## 保全・管理の取組

漫湖は渡り鳥の飛来数が大幅に減少しており、干潟の回復と適切な管理を図ることにより、シギ・チドリ類などの水鳥を中心とした渡り鳥の飛来数回復を目的とした湿地保全に取り組んでいる。2003年には拠点施設として漫湖水鳥・湿地センターが設置され、環境省及び沖縄県、那覇市、豊見城市で構成される「漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会」が運営を行っている。

飛来数減少の要因は、土砂の流入やマ

ングローブ林拡大による陸地化と干潟面積の縮小、マングース等による捕食圧などが考えられる。2007年から2011年の環境省による保全事業では、マングローブの伐採と侵略的外来種の駆除を実施した。その後は、底生生物と水鳥のモニタリングを実施し、個体数や種数の変化、干潟の回復状況を調べている。市民参加のマングローブの稚樹抜きや河川漂ごみの回収も行われ、水鳥が餌を採りやすい環境の維持、創出に取り組んでいる。

## ワイズユースの取組

漫湖水鳥・湿地センターでは、漫湖の湿地保全に携わる人材の育成と湿地の恩恵を活かした新たな湿地文化創出を推進するため、「水鳥と湿地と人とをつなぐ」交流拠点として様々な活動を行っている。専門家と市民の協働による「干潟の市民調査」や「漫湖みんなで水族館」は、普及啓発と干潟のモニタリングを兼ねており、湿地保全に必要な技術と知識の能力向上を担っている。指先ひとつでマングロー

ブ林内を探検し生物探しができるバーチャルツアーサイト「タッチ・デ・カンチ」は、「いつでも・どこでも・だれでも」漫湖の自然に触れ、親しみ、干潟の環境や生物について楽しく学べる機会をオンラインで提供している。干潟の回復を目的に伐採、除去されるマングローブの稚樹や木材について、地域の大学や作家と連携し、マングローブ染めや工芸品開発に取り組んでいる。



ヤエヤマシオマネキ



マングローブの稚樹抜き



漫湖みんなで水族館

## 関連自治体

那覇市役所 ☎098-867-0111 / 豊見城市役所 ☎098-850-0024

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 漫湖(まんこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 漫湖水鳥・湿地センター

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03